

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 中国工業(株)  
業者の住所 : 広島県呉市広名田1-3-1
- 2 指名停止措置の期間 : 平成23年8月 2日～平成23年9月 1日(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

### 4 事実概要

公正取引委員会は、LPガス容器の製造業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、中国工業(株)に対し、平成23年6月24日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

なお、中国工業(株)は課徴金減免制度の適用事業であることが、公正取引委員会より公表されている。

### 5 指名停止措置理由

上記業者らが、公正取引委員会より独占禁止法違反の事実を認定されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 会社発注工事に関し、又は関係区域内における業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第11号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

### ○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026